

四日市市病院管理規程第 2 号

病院事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

病院事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び四日市市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

病院事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び四日市市個人情報保護条例施行規程(平成 1 7 年病院管理規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>○病院事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行規程</u></p> <p>第 2 条 病院事業管理者の所管に係る<u>個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）</u>の施行については、<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年四日市市条例第 3 3 号）</u>に定めるもののほか、<u>四日市市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年四日市市規則第 3 8 号）</u>の例による。</p>	<p>○病院事業管理者の所管に係る四日市市情報公開条例施行規程及び<u>四日市市個人情報保護条例施行規程</u></p> <p>第 2 条 病院事業管理者の所管に係る<u>四日市市個人情報保護条例（平成 1 1 年四日市市条例第 2 5 号）</u>の施行については、<u>四日市市個人情報保護条例施行規則（平成 1 2 年四日市市規則第 7 号）</u>の例による。</p>

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。